平成２９年（フ）第１３３３号
名古屋市東区大幸南２丁目２番11―301号　アーバニア大幸南
破産者　大竹　信彦
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５６０号
愛知県長久手市蟹原2302番地　サンハウス長久手５Ｆ、従前の住所愛知県長久手市喜婦嶽816番地　グローリアス長久手南第２・401号
破産者　平生　卓史
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８４３号
神戸市北区道場町生野1172番地の955
破産者　南川　義治
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５６３号
福井県鯖江市水落町１丁目12番２号　クイーンパレス．202、開始決定時の住所兵庫県三木市志染町東自由が丘３丁目163番地
破産者　津居　利佐
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６４０号
神戸市東灘区魚崎南町７丁目２番２号　アルテ魚崎202号、前住所神戸市東灘区魚崎南町２丁目５番18―509号
破産者　黒木　誠一
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７８１号
神戸市垂水区塩屋北町１丁目２番６号、従前の住所神戸市垂水区塩屋町６丁目14番９―202号
破産者　酒井　克昌
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２６号
岡山県笠岡市春日台164番地
破産者　中塚　俊夫
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第３５号
長崎県諫早市川内町154番地９　エクセルコート101号
破産者　木村　俊康
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第７０号
長崎県大村市古賀島町505番地１　メゾンドすみれ102号
破産者　桑原　大洋
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第２９５号
函館市青柳町27番７号
破産者　山内　和子（旧姓石田）
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第９１号
青森市新町１丁目８番５号　びほうハイツ302号
破産者　高松美津子
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６０号
秋田県能代市鰄渕字下悪戸111番地１　コーポ石川　３号室
破産者　工藤　久子
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第６１号
秋田県能代市栄町３番25号
破産者　佐々木富美（旧姓川村）
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第９５号
山形県米沢市窪田町藤泉19番地の12
破産者　近藤　恵子
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第１４１号
福島県伊達郡川俣町字賤ノ田64番地の１　川俣精工アパート４－３
破産者　瀬川　光明
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１５３８号
神奈川県海老名市河原口１丁目３番22―101号、前住所千葉県船橋市芝山１丁目40番２棟304号
破産者　鎌田　恭輔
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２３４号
横浜市戸塚区下倉田町590番地１　グラナリー101号
破産者　阿部　武久
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５０６号
横浜市港南区港南台２丁目11番10号　シャインライトホームズ202号
破産者　木村　雅子
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部